

2023年5月2日

保護者の皆様へ

社会福祉法人 桃郷

新型コロナウイルス感染症に係る登園・通所の取扱いについて（お願い）

日頃より社会福祉法人桃郷の運営にご協力いただきありがとうございます。

国において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2023年5月8日から5類感染症に変更されることから、当法人が運営する事業所においても、5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症の対応を次のとおりとしますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。ご心配な点がある場合は法人事務局又は施設管理者にお問い合わせください。

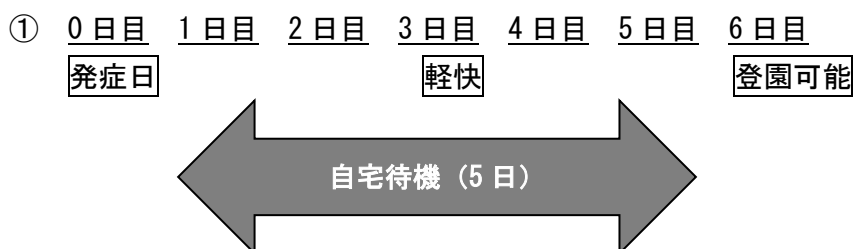
記

① 新型コロナウイルス感染者の療養期間の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症では、個人差がありますが、発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています。発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いため、

感染後の療養期間は、「発症から5日間を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過する日まで」を基準としますので、以下の例をご参考にしてください。

※ （例）新型コロナウイルス感染者の療育期間



② 0日目 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目
発症日 軽快 登園可能



③ 0日目 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目 8日目
発症日 軽快 登園可能



- ※ 療養期間後登園する場合は、医師の証明は必要ありません。
- ※ 同居家族（保護者等）が感染した場合は、園児に発熱等がない時は登園・通所は可能です。ただし、園児が普段と異なる症状がある場合は自宅療養をお願いします。